

インドの教育における留保制度の現状と課題

小 原 優 貴

はじめに

インドでは、カースト・コミュニティー間の格差是正を目的として、植民地時代より、被抑圧者に対する保護的差別 (Protective Discrimination) 政策¹が実施されてきた。本稿でとりあげる留保制度は、こうした保護的差別政策の代表的な制度として機能してきた²。留保制度は、これまで、選挙・雇用・教育において、人口比に応じた留保枠を指定カースト・指定部族・その他の後進階級に提供することで、被抑圧者に対する平等な機会提供に貢献してきた。本稿の目的は、とりわけ、教育における留保制度に着目し、その現状と課題を明らかにすることにある。本稿では、はじめに、インドにおける保護的差別政策を概観し、留保制度の位置づけを明らかにする。次に、留保制度の中でもとくに問題となっているその他の後進階級対象の留保制度に関する議論の争点を整理する。続いて、2006年4月、アルジュン・シン人的資源開発大臣によって発表された、国立高等教育機関におけるOBC対象留保制度の導入をめぐる議論や、こうした留保制度の利用を拒む指定カーストの事例などをとりあげ、これまで、明らかにされてこなかった留保制度に関する最新の動向を整理し、インドの教育における留保制度が直面する現状と課題を明らかにする。

1. インドにおける保護的差別政策

(1) 保護的差別政策の概要

植民地時代、インドでは、イギリス統治政府による分割統治政策 (Divide and Rule)³ の一環として、ダリット⁴ (インドの被抑圧者を意味する) の保護活動が行われてきた。1931年には、「被抑圧階級」(Depressed Classes) の地位改善のため、ダリットの政治的・経済的・教育的権利の積極的保障を、憲法の条項に取り入れることが合意された。そして、1935年には、被抑圧階級の定義のあり方について方針を示したインド統治法 (Government of India Act, 1935) が作成された。制憲議会の議長をつとめていたダリット出身の政治家、アンベードカルは、「被抑圧階級が平等な待遇を受けるためには、不平等の原理を採用し、あるレベル以下の人々に優遇の措置を講ずる」必要性があると説いた。こうしたアンベードカルの考えは、独立後の憲法の「国の政策に関する指導原理」⁵ 第46条にも反映されている。インドではこの第46条を法的根拠として、被抑圧階級に属する人々のうち、カースト外に位置づけられるダリットである指定カースト (Scheduled Caste, SC)、および、社会的・地理的に排斥されてきた先住民族を含む部族集団である指定部族 (Scheduled Tribes, ST) に対する諸優遇措置がとられている⁶。さらに、SC・STの上位に位置するが、社会的には弱者層と判断されるその他の後進階級 (Other

Backward Classes, OBC)に対しても、社会・教育面での優遇措置を実施する必要性が憲法にて言及されている。

次に、保護的差別政策の具体的内容についてみてみよう。被抑圧者層に対する優遇措置は、おもに、選挙・雇用・教育・保健衛生・住宅・法などの分野において実施されている。本稿で注目する教育分野においては、奨学金制度（高校卒業前奨学金、高校卒業後奨学金、海外留学奨学金）、入学試験の水準の緩和、入学後の補習教育、授業料・試験料の補助、教科書等の貸与、給食支給、男子寮・女子寮の設置・運営などが実施されている⁷。さらに、保護的差別政策の目玉である留保制度が実施されている。留保制度は、選挙・雇用・教育において、人口比に応じた留保枠を設けるという制度である⁸。誰を対象に、どの分野において、どの程度の比率で、留保制度を実施するのかは、中央政府と州政府とで対応が異なる⁹。現状としては、SC・ST対象の留保制度は、連邦レベルおよび州レベルにおいて、選挙、雇用、教育、すべての分野において、留保枠が設けられている。連邦レベルでは、全インド人口の15%がSCに、7.5%がSTに設けられている。州レベルでは、それぞれの州政府が設定する留保枠が設けられている。一方、OBC対象の留保制度は、連邦レベルでは、27%の留保枠が、雇用、教育の2分野において設けられている。そして、州レベルにおいても、連邦レベルと同様、雇用と教育の2分野において、それぞれの州政府が設定する留保枠が設けられている¹⁰。留保制度のあり方に、SC・STとOBCの間で違いが生まれる理由として、まず、第一に、憲法第334条が法的根拠としてあげられる。ここでは、選挙における留保制度の導入の必要性が論じられているが、その対象はSC・STに限定されており、OBCに対する優遇措置については言及されていない¹¹。また、第二に、SC・STについては、ごく最近になって、一握りの政治的、社会的エリートが現れたにすぎず、大半のSC・STの生活水準は満足というには程遠い状況にあるという点である。そのため、SC・STに対して特別な優遇政策を実施することは、おおむね国民のコンセンサスを得てきた¹²。留保制度の利用により教育と雇用の機会を得て、社会経済的地位の向上を果たしたSC・STの台頭が確認されており、この点は、留保制度の大きな成果として評価される。一方、OBCについても、SC・ST同様、様々な度合いの抑圧や差別を被ってきたが、OBCはダリットではなく、SC・STが受けてきた抑圧や差別の比ではない。加えて、OBCの中には、社会経済的にかなりの影響力を持つ集団もあり、優遇措置を必要とするものとそうでないものが混在している状況にある。そのため、OBC対象の留保制度は、SC・ST対象のそれと比べ、その正当性について多くの議論がなされてきた。

(2) 連邦レベルのOBC対象留保制度の導入をめぐる議論

OBC対象留保制度の導入については、「反留保アジテーション」(anti-reservation agitation)と呼ばれる反対運動にも象徴されるように、多くの議論が展開されてきた。とりわけ、問題とされるのは、憲法において具体的な優遇措置と対象者が明示されていないOBCの後進性をいかに定義するのかという点である。ここでは、OBC対象の留保の是非をめぐる議論を整理するとともに、OBC対象留保についてどのような政策が展開され、それに対し、どのような反留保アジテーションが展開されてきたのか、その歴史的経緯を考察することにしたい。

1950年代半ばには、第一次後進階級委員会¹³によって、カースト基準によるOBC留保が提言された¹⁴。しかし、委員会が作成した報告書では、委員長自らがOBC留保に対して反対する意見が

示されており、結局、この報告書の提言は、当時の政権を握っていた国民会議派によって却下された。1980年末には、ふたたび、カースト基準によるOBC留保が、第二次後進階級委員会¹⁵によって提案された。その内容は、公的雇用と高等教育への入学の2領域において、27%をOBC対象の留保枠として設置するというものであった¹⁶。しかし、この提案もまた、提出直後から議論を招き、激しい抗議運動へと発展した¹⁷。OBCに対する留保制度の導入に反対する人々の主張は、カーストを基準とする留保制度は、有能な人材が行政に携わる機会を奪い、結果として、行政の効率性および中立性の低下をもたらすというものであった。とりわけ、1980年代は、インドが経済危機を発端として構造改革に取り組みはじめ、能力主義や行政の効率化がすすめられた時期であった。そのため、留保制度は、こうした社会の流れと反するとして、厳しい批判を受けた。ただし、見方を変えれば、こうした構造改革を進めると同時に、改革による被害者を保護するための対策として、留保制度の必要性を主張することもできる。しかし、最後にカースト別の国勢調査が行われたのは1931年のことであり、それ以降、OBCに関するデータは作成されていない。そのため、OBC対象の留保制度を実施するうえで重要な資料となるOBCの後進性を実証するデータがない。憲法において具体的な優遇措置と対象者が明示されていない上に、OBCの後進性をいかに定義するのか客観的に判断できるデータが欠落しているという事実は、反対派の正当性を強める結果となった。結局、この問題は、州の裁量に委ねられた。

約10年にわたって棚上げされていたOBC対象の留保制度は、1990年8月、当時、少数与党ジャナタ・ダルを率いて政権の座にあったV.P.シン首相によって、ふたたび提案された。シン首相は、第二次後進階級委員会の提案の具現化に取り組み、中央政府公務員雇用において、27%のOBC対象留保枠を設けることを決定した。この背景には、SC・ST対象の中央政府関連公的雇用の留保枠が、上級職域を含め充足されてきたこと、それに対して留保の対象とされていないOBC出身者の進出が極めて限定的だったことがある¹⁸。しかし、1980年代の反留保アジテーションで争点となった後進性の定義の問題が未解決であること、また、南部諸州におけるOBC対象の留保制度が、OBCの一部であるクリーミー・レイヤーを潤したが、その他のカースト・コミュニティーの相対的な社会的地位の向上の実現には至らなかったこともあり¹⁹、ふたたび反留保アジテーション運動が展開された。この運動は、北部インドを中心に展開され、100名余にもものぼる若者が抗議の自殺を図るなど、各地で治安が悪化し、シン政権は事実上崩壊に至った。その後、公的雇用におけるOBC対象の留保制度は、最高裁判所の判断により、現状維持令が出され、当分見合わせるようになったが、1993年に正式な導入が決定され今日に至っている。

こうした連邦レベルにおけるOBC対象留保制度の導入と、それに対する反留保アジテーションの動きの考察をとおして、次のようなことが指摘できよう。まず、第1に、留保制度は、カーストや部族にもとづくアイデンティティを強め、カースト・コミュニティー間の対立を引き起こしてきたということがあげられる。アグラワルが述べるように、留保制度は、「カースト文化の継承・存続を促進するカースト集団の代表メカニズムとして機能し、カーストの政治的結束や帰属意識を醸成してきた」といえよう²⁰。第2に、連邦レベルでのOBC対象の留保制度導入の是非をめぐる議論は、支持基盤を固めたい政党、留保制度の恩恵を受けたいOBC、留保制度の導入により自らの既得権益の圧迫を懸念するアッパー・カースト層など、さまざまな利害関係者のそれぞれの思惑が錯綜する利権争いの場となっているという点である。今日、政治家たちは、自

らの支持基盤を固めるため、有権者の多くを占めるOBCに対する留保制度の導入に積極的な姿勢をみせている。また、OBC出身者の中には、自らを被抑圧者と定義し、被抑圧者の権利として、留保制度の積極的導入を主張する者もみられる²¹。彼らのうち、留保対象外とされたOBCの中には、彼らを、行政上、より低いカーストとして認定するよう降格を求める者もあらわれている²²。その背景には、低いカーストへ降格したほうが、留保対象が広範囲になり、留保枠を得やすいということがある。他方、留保対象外のアッパー・カースト層は、OBC対象留保制度の導入は、能力のある者の人権を無視していると主張し、留保導入反対論を展開している。このように、OBC対象留保制度の導入をめぐる展開される利害関係者の主張の多くは、それぞれの立場に依拠するものであり、客観的な正当性・公平性に欠けていることが指摘される。

(3) 州レベルのOBC対象留保制度における「後進性」の定義

続いて、連邦レベルでのOBC対象留保制度をめぐる議論の争点となっているOBCの後進性の定義が、州レベルの留保制度において、いかになされているのか、みてみることにしよう。州レベルでのOBC対象の留保制度は、1930年代より、南部諸州を中心に展開されてきた。1970年代以降、カルナータカ州、アンドラ・プラデーシュ州、タミル・ナードゥ州などの南部諸州で、SC・ST・OBCを合計して50%以上の留保枠が、雇用および教育の面で設けられてきた。また、ビハール州、ウッタル・プラデーシュ州、ハリヤーナー州など北部諸州においても、SC・ST・OBCを合計して40%程度の留保枠を設置する留保制度が導入された。各州は、それぞれのOBC委員会を設置し、今日のインド社会の実態をどのように捉え、どのような留保制度が必要であるのか示した後進諸階級報告書を作成している。ここでは、これらの報告書を手がかりに、カースト・コミュニティの後進性の定義のあり方について、まったく異なる見解をもつグジャラート州とカルナータカ州を分析対象としている押川の先行研究を参考にする。

グジャラート州の第2次後進諸階級報告書（1983年）では、社会的後進性を判断する上で、カーストを基準にしないことを前提としている。グジャラート州の報告書では、「今日のインドにおけるカースト制度が古代の四姓制度としてのカースト制度と同じものではなく、カースト制度全体が変質するもの」であり、カースト制度は実際の社会・政治的な権力構造とは必ずしも一致しないことを強調し、カーストを、後進性を規定する要因として捉えることの妥当性に疑問を呈している²³。さらには、「カーストを基準とする認定は、『社会の弱者層の福祉、および教育的経済的利益の向上と平等社会形成の促進』に対して積極的に害をもたらす」ことが述べられている²⁴。そして、アッパー・カースト層のなかにも貧困や職業などによって社会的教育的に後進的な層が存在すること、同じカースト・コミュニティの中でも、社会的教育的後進性が低所得層のみみられることを例にあげ、貧困と、貧困をもたらす職業こそが、社会的後進性を規定する要因であるとして、低所得の職業に従事する個人への大幅な結果の平等の保障を目指している。

続いて、カルナータカ州の第2次後進諸階級報告書（1983年）²⁵をみてみよう。カルナータカ州の報告書では、「貧困と経済的な基準が主要な選定基準とされれば、真に後進的な多くのカースト・コミュニティに対して不正義を行うことになる」と述べられている。そして、カーストが、かつてもっていたような階層的性質を失いつつあるとしながらも、カーストが社会的差別をうみだし、社会経済的に後進的な地位を作り出しているとする。こうした見解にたち、同州では、

社会的後進性を判定する上で、カーストと経済的基準の併用を肯定し、カースト²⁶や経済的指標、教育的後進性を含む複合的要素を用いている。そして、これらの指標によって社会的に後進的であると判断されたカースト・コミュニティに対して、優遇措置が実施されている。グジャラート州では、こうした優遇措置の対象が個人であるのに対し、カルナータカ州では、カースト・コミュニティである点が、両者の間で大きく異なる点である²⁷。

このように、それぞれの州においては、それぞれ独自の見解にもとづき、後進性の選定基準が設定されている。本稿で考察した2州の事例では、OBCの後進性を判断する基準として、カーストを絶対視するのではなく、むしろ、職業などの経済的指標や、カーストや経済的指標を含めた複合的要素を用いている。急速な産業構造の変容により、封建的な分業制度が解体し、カーストにもとづく階層構造が変化しつつある今日、さまざまな観点からOBCの後進性を定義しようとする州レベルでの試みは、真に保護を必要とするOBCを見極めるためにも重要な取り組みであり、カーストを基準とするがゆえ、激しい批判を受けている連邦レベルのOBC対象留保制度のあり方を検討する上でも、多いに参考になると考える。

2. 教育における留保制度の現状と課題

(1) 教育における留保制度の導入をめぐる議論

教育におけるOBC対象留保制度の利用をめぐる、近年最も議論を呼んだのは、2006年4月、アルジュン・シン人的資源開発大臣によって発表された、国立高等教育機関におけるOBC対象留保制度の導入である。中央政府は、高等教育機関—とりわけ医学部、工学部、経営学部など—において、入学枠の27%をOBC対象の留保枠とすることを指導してきた。しかし、こうした指導は、あくまでもガイドラインとして設けられているに過ぎず、実質的拘束力はなかった。そのため、教育におけるOBC対象の留保制度は、実際には、州レベルにおいてのみ実施されてきた。しかし、シンによる決定は、連邦レベルの教育におけるOBC対象の留保制度の徹底を目指すものであった。

OBC対象の留保制度の導入が決定されたのち、アッパー・カースト出身の医学部生たちによって、反留保アジテーション運動が展開された。彼らの主張は、学力の低い生徒の優先入学を認める留保制度は、一国を先導する人材育成を担う高等教育機関の目的と矛盾するというものであった。これらの高等教育機関の中には、ビジネスや研究開発の領域で多くの成功者を輩出しているインド工科大学 (Indian Institute of Technology, IIT)²⁸ やインド経営大学院 (Indian Institute of Management, IIM) などが含まれていた。そのため、一流の教育を受け、成功をおさめたいアッパー・カーストやミドル・カースト出身の生徒にとって、留保制度の導入は自分たちの教育機会を奪うものであると考えられた。一方、これらの学校は、教育の質の高さや学校ブランドに限らず、授業料が安いという点でも評価されている。そのため、こうした国立大学への進学は、アッパー・カーストに限らず、SC・STや一部のOBCにとっても、魅力的なものとして映っており、あらゆる階層出身の生徒が、こうした学校への入学を強く希望している。

その後、IITは、中央政府の指示に従い、27%のOBC対象留保枠を設置することを明言している²⁹。ここで留意すべきは、高等教育機関への入学における留保制度がOBCに適用されることが、どのような意味を持つのか、という点である。留保制度対象外のOBCが、その恩恵を受けるた

め、より低いカーストへの降格を求める動きが活発化し、本来、SCやSTのために与えられた枠が、これらのOBCによって圧迫されることが考えられる。高学歴化が進み、受験競争が激化しつつある中、OBC留保制度の導入は、人々の教育熱をよりいっそう掻き立てているように見える。この点に関しては、今後の展開に注目する必要がある。

(2) 教育における留保制度の現状と課題

続いて、SC、ST、OBCの入学状況、卒業状況に関するデータから、教育における留保制度の現状と課題について考察する。ここでは、1996-97年に、中央政府および大学同等機関³⁰が大学補助金委員会 (University Grant Commission,UGC) に対して報告したSC・STの入学状況に関する資料を参考にする³¹。大学同等機関のいくつかの専攻においては、SCについては留保枠が満たされているが、中央大学における留保枠は満たされていない。また、STについては、いずれの高等教育機関においても、留保枠が満たされていない。全国レベルの統計資料からは、SC・STの留保枠が十分に満たされていないことが確認でき、実際、多くの論文がこうした点を指摘している³²。

留保制度による効果は、入学状況のみによって評価できるものではない。留保制度を利用したSCやSTの入学後の状況が検証される必要がある。留保制度の効果を測定するひとつの指標として、卒業者の比率がある。ここでは、1999 - 2000年の国家統計局のサンプルサーベイの報告書を参考に作成された資料³³を手がかりに、カースト・コミュニティごとの学位取得者の比率をみてみることにしよう。

表1. インドの都市部におけるカースト・コミュニティごとの学位取得者の比率 (1999-2000)

カースト・コミュニティ	農学		工学		医学		その他		カースト・コミュニティ別人口/都市人口
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
アッパー・カースト	669	62.1	908	66.8	350	65.3	11529	65.9	36.9
OBC	108	10.0	202	14.9	56	10.4	2402	13.7	24.2
SC	41	3.8	30	2.2	10	1.8	629	3.6	12.9
ST	26	2.4	18	1.3	10	1.8	229	1.3	2.6
ムスリム	101	9.4	68	5.0	54	10.0	1006	5.7	17.0
キリスト教徒	90	8.4	70	5.2	35	6.6	707	4.0	2.8
シーク教徒	18	1.7	30	2.2	11	2.1	419	2.4	1.6
その他	25	2.4	33	2.4	10	1.9	581	3.3	2.0
合計	1078	100	1359	100	536	100	17502	100	100

出典Deshpande, Satish & Yadav, Yogendra (2006) をもとに筆者作成。

ここでは、都市部における専攻別学位取得者の人数と比率が、アッパー・カースト、OBC、SC、ST、ムスリム、キリスト教徒、シーク教徒、その他の8つのカースト・コミュニティごとに示されている。表が示すように、すべての分野において、アッパー・カーストが多数を占めており (65%前後)、全人口に占める割合 (36.9%) を著しく上回っている。同じように、シー

ク教徒、キリスト教徒についても、それぞれの人口比を上回っている。他方、これらのカースト・コミュニティよりも母数大きいOBC、SC、ST³⁴、ムスリムについては、いずれも人口比を下回っている。ムスリムを除くこれら3つのカースト・コミュニティの学位取得者について、農学部、工学部、医学部の3つの専攻ごとの傾向をみてみよう。OBCについては、すべての専攻において、人口比の半分ほどの学位取得者が存在している。3つの専攻の中では、工学部学位取得者に占める比率が比較的高い。SCについては、農学部学位取得者の中に多くみられるが、医学部学位取得者において最も少ない。また、STについては、ほぼ人口比に近い割合の農学部学位取得者が確認できるが、医学部、工学部については、人口比を下回っている。この表からは、アッパー・カーストとOBCの間には著しい差があり、OBCとSC・STの間にも差があることが確認できる。つまり、入学時点のカースト・コミュニティの階層構造は、卒業するまでそのまま維持されているということがわかる。

ここまでは、留保制度の利用状況および効果について、入学と卒業に関するデータからみてきた。続いて、入学してから卒業するまでの間、学生がどのようなプロセスを辿っているのか考察することにしたい。SC・STの学業成績について調査した先行研究では、SC・STの生徒は、その他のカースト・コミュニティの生徒と比べ、入学当初の学業成績が低い傾向にあることが指摘されている。そして、このような条件をもつSCとSTの生徒の学業成績は、入学後もその他の生徒との間に開きがあることが指摘されている³⁵。留保制度導入当事、留保制度によって入学機会が与えられれば、SC・STは、個人の自由な競争を経て、5年～6年もすればほかの生徒の成績に追いつくだろうと考えられた。しかし、いくつかの事例が示すように、SC・STの中には、その他のカースト・コミュニティの生徒と比較し、ドロップアウトする者、追試験者を受ける者、学位取得までに8年以上を要する者、卒業試験を合格ラインぎりぎりを通る者が多い傾向にある³⁶。

これには、いくつかの要因が考えられる。まずひとつめに、SC・STが、経済的・教育的に後進的な家庭出身であるという点である。こうした環境で育ってきたSCやSTの学生は、基礎的学力や英語に遅れがみられる傾向にある。インドの多くの大学では英語が教授言語として用いられるが、多くのSC・STの学生の両親は、英語を母語とせず、英語による教育を受けていない。また、多くの場合、英語を教授言語とするのは、高額な授業料を要する私立学校であり、生徒自身が英語教育を受けられる機会も限られている³⁷。デリー大学では、SC・STを対象として、特別な語学研修プログラムや、補習授業などを行っているが、そうした学部は1つか2つに限られているという。このほか、大学における差別も、SC・STの学業成績やドロップアウトの1要因として考えられる。そして、その理由のひとつに、ほかでもない留保制度があげられている。SCやSTを対象に、IITへの入学を目指す教育を行う予備校、ラマハヌジャン・アカデミーで学ぶ生徒たちは、留保制度を利用しないことを希望するという。その理由として、留保制度を利用することで、差別を受けるからだという。こうした傾向は、留保制度をめぐって深まったカースト・コミュニティ間の対立意識が反映された結果であるとみてとれる。先行研究では、留保制度を利用した者は、生徒だけでなく、教員や事務員から差別、そして時として虐待を受ける傾向があると指摘されている³⁸。こうした差別は学生の学習に対するモチベーションにも大きく影響すると考えられる。今日、SC・STに対する留保制度は、過去の差別に対する補償として行われてき

たが、こうした差別は現在においても起きている。留保制度によって、カースト・コミュニティ間の教育機会の格差が改善されたとしても、人々の意識の中に壁があるようでは、SC・STの実質的社会的地位の向上は期待できない。

他方、SC・STの教育環境の改善につとめ、結果の平等が確保されつつある大学の事例も報告されている。高等教育機関に在籍する生徒の学業成績について調査した事例研究は、入学後のSCとSTの生徒の学業成績やドロップアウトの状況が改善しつつあることを指摘している³⁹。ここ数年、SC・STに対して特別に設定されていた選抜水準があげられ、そうした水準を満たす生徒が入学したことで、満足のいく水準で修了するSC・STの比率が増加しつつあるという。選抜水準の上昇によって修了の水準があがることは、一見当たり前のことのように思われるが、前述したような入学後に生徒が直面するであろう困難を考慮すると、この点に関しては、一定の評価がなされてもよいだろう。このほか、就職にみられるカースト・コミュニティ間の格差は、学業成績と比べ、圧倒的に縮小することが報告されている。これについては、学業成績の評価方法がSC・STの学業成績の結果を測定する指標として適切でなかったのか、卒業後生徒が成長したのか、あるいはそれ以外の要因にあるのか、理由は明らかではない⁴⁰。ひとついえることは、カースト・コミュニティ間における学業成績の差があろうとも、留保制度は、SCおよびSTの高等教育への入学を可能にし、結果として、就職先の確保につながっているという点である。この点は、留保制度の成果として評価されるべきである⁴¹。

おわりに

本稿では、被抑圧者に対する保護的差別政策について、教育における留保制度に着目し、その現状と課題について考察してきた。第1章では、保護的差別政策について概観し、留保制度をめぐる議論について整理した。ここでは、SC・STを対象とした留保制度は、教育と雇用の機会の提供をとおして、SC・STの社会経済的地位の向上を実現してきたこと述べた。一方で、連邦レベルのOBCに対する留保制度の導入については、その是非や、後進性の定義をめぐるさまざまな議論が展開されていること、選挙の票を集め支持基盤を固めたい政党や、自らのカーストの後進性を主張してより低いカーストへの降格を求めるカースト・コミュニティなどによって、留保が本来の目的を離れて利用されてきたことを述べた。そして、OBC対象留保制度の導入をめぐる展開される利害関係者の主張の多くは、それぞれの立場に依拠するものであり、客観的な正当性・公平性に欠けていることを指摘した。続いて、グジャラート州とカルナータカ州におけるOBC対象の留保制度を事例として、連邦レベルで問題となったOBCの後進性の定義について考察した。そして、これらの州では、OBCの後進性を判断する基準として、カーストを絶対視するのではなく、職業などの経済的指標や、カーストや経済的指標を含めた複合的要素を用いていることを述べた。急速な産業構造の変容により、封建的な分業制度が解体し、カーストにもとづく階層構造が変化しつつある今日の時代状況においては、真に保護を必要とするOBCを見極め、留保制度を本来の目的に即して運用するためにも、こうした試みは重要であり、カーストを基準とする連邦レベルのOBC対象留保制度のあり方を検討する上でも、大いに参考になる。

第2章では、教育における留保制度の現状と課題について考察した。教育においては、2006年の高等教育におけるOBC対象留保制度の導入の決定以降、既得権益の圧迫を懸念するアッパー・

カーストによって、反留保アジテーションが展開されてきた。ここでは、教育においても、留保制度は、さまざまな利害関係者のそれぞれの思惑が錯綜する利権争いを生じさせていることを述べた。続いて、留保制度の効果や課題について考察するため、学業成績やドロップアウト、就業など、生徒の入学後の状況について考察した。その結果、入学時点のカースト・コミュニティーの階層構造は、全体として、卒業するまでそのまま維持されていること、格差が生じる理由として、生徒の経済的・教育的バックグラウンドや、生徒の言語力、SC・STに対する差別があることを述べた。留保制度によって、カースト・コミュニティー間の教育機会の格差が改善されたとしても、人々の意識の中に壁があるようでは、SC・STの実質的な社会的地位の向上は期待できない。生徒の差別意識がどのように形成されているのか明らかにするため、学校内で起こる教師－生徒間、および生徒同士の間との関係性など、高等教育内部のメカニズムを明らかにする必要がある。また、こうした意識が形成されることを回避するために、初等・中等教育の段階で、どのような教育が行われているのか考察する必要もある。これらの点については、今後の課題としたい。

参考文献

<邦語文献>

- 牛尾直行 (1994) 「独立前インドにおける後進諸階級の教育上の保護－イギリス分割統治政策との関連に
着目して」日本教育行政学会編『日本教育行政学会年報』第20号、pp.231 - 244。
- 牛尾直行 (1998) 「インドにおける『教育の機会均等』の変遷－『数の政治』から『補償的差別』へ－」
筑波大学教育学系『筑波大学教育学系論集』第23巻第1号、pp.1 - 12。
- 押川文字 (1981) 「独立後インドの指定カースト・指定部族政策の展開」アジア経済研究所『アジア経済』
第22巻第1号、pp.26 - 45。
- 押川文字 (1989) 「インド社会像におけるカースト－二つの『後進諸階級委員会報告書』をてがかりに－」
『アジア経済』第30巻第3号、pp.5 - 29。
- 押川文字 (1992) 「社会変化と留保制度」アジア経済研究所『南アジア－政治・社会 第8巻』、pp.230 -
257。
- 押川文字 (1994) 「反留保アジテーションとインド社会」アジア経済研究所『アジア経済』第35巻第4号、
pp.25 - 49。

<英語文献>

- Chatterji, C. P. (1996) "Reservation: Theory and Practice" Sathyamurthy, V. T., *Region, Religion, Caste, Gender and Culture in Contemporary India, Vol.3, Social Change and Political Discourse in India, Structures of Power, Movements of Resistance*, New Delhi, Oxford University Press.
- Choudhary, Kameshwar (1990) "Reservation for OBCs: Hardly An Abrupt Decision" *Economic and Political Weekly*, Vol.XXV, No.35&36, pp.1929-1935, Mumbai, A Sameeksha Trust Publication.
- Deshpande, Satish & Yadav, Yogendra (2006) "Redesigning Affirmative Action" *Economic and Political Weekly*, Vol.XLI, No.24, pp.2419-2424, Mumbai, A Sameeksha Trust Publication.
- Prakash, Shri (1997) "Reservation Policy for Other Backward Classes: Problems and Perspectives" Panandiker, Pai, A. V. *The Politics of Backwardness, Reservation Policy in India*, pp.29-87, New Delhi, Konark Publishers.
- Samujh, Ram (2005) *Reservation Policy- Its Relevance in Modern India*, Mumbai, Samrudh

Bharat Publication.

Weisskopf, E. Thomasu (2004) "Impact of Reservation on Admissions to Higher Education" *Economic and Political Weekly*, Vol.XXXIX, No.39, pp.4339-4350, Mumbai, A Sameeksha Trust Publication.

Xaxa, Virginus (2002) "Ethnography of Reservation in Delhi University" *Economic and Political Weekly*, Vol.XXXVII, No.28, pp.2849-2854, Mumbai, A Sameeksha Trust Publication.

<ウェブ文献>

アグラワル, プルシヨットム (訳・七海由美子) (2007) 『インドの差別是正措置の限界』ル・モンド・ディプロマティーク日本語・電子版2007年5月号。

<http://www.diplo.jp/articles07/0705.html>, 2007/08/02取得。

インディア・エクスプレス、<http://www.indianexpress.com/story/32264.html>, 2007/08/02取得。

国家統計局<http://mospi.nic.in/> 2007/08/02取得。

国家指定カースト・指定部族委員会 (National Commission for Scheduled Castes and Scheduled Tribes, NCSCST)、<http://ncsc.nic.in/> 2007/08/02取得。

テレグラフ・インディア、http://www.telegraphindia.com/1070601/asp/nation/story_7860226.asp, 2007/08/02取得。

1 歴史的に差別を受けてきた集団を救済するという観点、あるいは社会の弱者の利益を守るという観点からこのような表現が用いられている。

2 押川文子 (1981) 「独立後インドの指定カースト・指定部族政策の展開」アジア経済研究所『アジア経済』第22巻第1号、p.26。

3 牛尾直行 (1994) 「独立前インドにおける後進諸階級の教育上の保護ーイギリス分割統治政策との関連に着目して」日本教育行政学会編『日本教育行政学会年報』第20号、pp.231 - 244。押川文子 (1989) 「インド社会像におけるカーストー二つの『後進諸階級委員会報告書』をてがかりにー」『アジア経済』第30巻第3号、p.12。特別な保護を必要とするカースト・コミュニティーをその他のカースト・コミュニティーと区別し、統治するという方法。統治政府による保護的差別政策のねらいは、低位カーストを保護することによって、インド国民のイギリス統治政府に対する抵抗運動を阻止するとともに、低位カーストのエンパワーメントを通じ、反イギリス勢力の主要な存在であるブラーフマンの社会的地位を揺るがすことにあったとも言われる。こうした背景には、インドでは、バラモン (ブラーフマン) 以外の階層は、バラモン固有の精神的・宗教的思想 (ブラーフマニズム) 原理の下、バラモンに従属させられてきたことがある。カルナータカ州のドミナント・カーストであるリンガーヤットやヴォッカルガは、ノン・ブラーミン運動を展開し、留保制度の利用を通じて、公職への進出を果たしたことが指摘されている。この事例は、イギリスからの独立を果たし、時を経た今でも、統治政府の残した制度がいきっており、その政策目的が実現されつつあることがわかる。

4 不可触民ともいう。

5 Directive Principles of State Policy.

6 憲法第341条と第342条において定義されている指定カーストと指定部族という用語は、インド法1935年で整理された定義にはほぼ全面的に依拠しているという。SCは、ガンディーが用いたハリジャン (神の子) などの表現とも混用されることがあるが、こうした用語は、行政用語としてのSCとは区別すべきであると押川は述べている。SCは、ヒンドゥー教から他宗教に改宗した場合など、何らかの変化が生じた場合には、不可触性の観点から、その社会的位置づけを確定することが困難になるという。また、STについては、長期間にわたるヒンドゥー社会との接触によって、ヒンドゥーの下層カーストに転化するものもみられ、行政上の基準では区別しがたいコミュニティーもあるという。押川文子 (1981)、前掲書、p.28。また、憲法341条と342条にもとづく憲法令では、各州および連邦直轄地におけるSC・STが具体的に指定されている。

7 このほか、公務員試験受験者に対する試験準備訓練や、試験地までの旅費支給、住宅建設補助金の支

小原：インドの教育における留保制度の現状と課題

給、暴力事件に関する法定費用の補助などがあげられる。

8 それぞれ、次のようなケースで留保枠が設けられている。議席：連邦・州議会・地方自治体レベルの議席。雇用：国家公務員・公企業などにおける雇用および一部昇進。教育：連邦・州立・公立の高等教育機関および中央政府あるいは州政府からの補助を受けている教育機関（大学同等教育機関、Deemed Universityなど）。

9 たとえば、インド最大のSTであるサンタルは、ビハール、オリッサ、西ベンガル、トリプラの諸州ではSTであるが、茶プランテーション労働者として移住したアッサム州では、STとして指定されていない。押川文子（1981）、前掲書、p.28。

10 1970年代以降、カルナータカ州、アンドラ・プラデーシュ州、タミル・ナドゥ州などの南部諸州で、SC・ST・OBCを合計して50%以上の留保枠が、雇用および教育の面で設けられてきた。また、ビハール州、ウッタル・プラデーシュ州、ハリヤーナー州など北部諸州においても、SC・ST・OBCを合計して40%程度の留保枠を設置する留保制度が導入された。

11 Prakash, Shri (1997) "Reservation Policy for Other Backward Classes: Problems and Perspectives" Panandiker, Pai, A. V. *The Politics of Backwardness, Reservation Policy in India*, p.44, New Delhi, Konark Publishers.

12 ただし、SCに対する入学留保をめぐる反留保アジテーションも1980年ごろには確認されており、この問題も聖域ではないことが指摘されている。押川文子（1989）、前掲書、p.28。

13 議長の名からカーレルカル（Kaka Kalelkar）委員会として知られる。

14 ここでは、2399のカースト・コミュニティがOBCとして指定された。

15 議長の名からマンダル委員会として知られる。

16 ここでは、3743のカースト・コミュニティがOBCとして指定された。

17 グジャラート州では、OBCに対する留保制度について、所得上限の設定、世代・兄弟姉妹間の重複の禁止、昇進への適応除外などといった条件をいかに設定するかについて議論がなされたという。押川文子（1989）、前掲書、p.29。

18 同上書、p.28。

19 カルナータカ州では、教育機関と公的雇用におけるOBC対象の留保制度によって、農業に従事するリンガーヤットやヴォックルガが社会的地位を向上させたが、彼らはカルナータカ州におけるドミナント・カーストであったという。

20 社会的帰属の多様性が、カーストへの帰属に一元化されてしまう傾向が助長されてきたとアグラワルは指摘する。アグラワル、プルジョットム（訳・七海由美子）（2007）『インドの差別是正措置の限界』ル・モンド・ディプロマティーク日本語・電子版2007年5月号。http://www.diplo.jp/articles07/0705.html、2007/08/02取得。

21 押川文子（1994）「反留保アジテーションとインド社会」アジア経済研究所『アジア経済』第35巻第4号、p.29。

22 http://www.telegraphindia.com/1070601/asp/nation/story_7860226.asp、

<http://www.indianexpress.com/story/32264.html>インド西部のラジャスタン州の2003年州選挙にて、ラジャスタン州の人口の約5%を占めるグジャールの票の獲得を狙ったインド人民党(BJP)が、グジャールをOBCからSTへと降格することを公約しながら、政権与党となった後もその公約を実行しなかったため、グジャール・コミュニティ自らが、OBCからSTへの降格を求めた抗議運動である。こうした背景には、OBCに与えられる留保枠の大半が、人口が多く、それゆえ強い政治的影響力を持つOBCのドミナント・カーストによって占められるということがある。

23 インドの階層構造は、従来、カーストのみによって理解されるものではなかった。例えば宗教儀礼上はバラモンが最上位の階層とされるが、実社会で「優位」に立つのは、土地と政党を支配する階層であった。インドの多様な社会的帰属、共同体、組織の形態を、カーストという言葉だけで表現し、整理し、とりわけ『体系化する』制度的仕組みは、英国の植民地支配の時代の統治政策の遺産であるとダークスは指摘している。

24 押川文子（1989）、前掲書、p.23。

- 25 この報告書を作成する上で実施された社会経済調査は、当時の推計州人口の90%を超える州民のデータを収集しており、同様の目的で行われた他州の調査に比べて、群を抜いて大規模なものであったという。
- 26 現職ではなく、伝統的職業によってグループ化されるカースト。
- 27 歴史的な被差別性によって特色づけられるSC・STグループについては、例外的な結果の平等を保障し、ブラーミンを含む残りの人口については、17の社会的・政治的・経済的諸条件によって、州平均を上回るカースト・コミュニティーと下回るグループに分類している。そして、後者をOBCとして、彼らの結果の平等を保障しつつ、OBCをさらに先進的グループと後進的グループとに区分し、グループ別対応を行っている。州によっては、家族あるいは親族の中で制度を利用できる人数あるいは世代の幅を限定するなどの条件が設けられている。
- 28 IITは、国家発展における科学技術の重要性を強調していた初代インド首相ネルーの熱い思いがこめられた教育機関であり、「ネルーが行ったインドへの最大の貢献」といわれている。IITは、アジアの自然科学系高等教育機関のベスト5にランキングされており、入学時の競争率は33倍と非常に高い。
- 29 西ベンガル州にあるコルカタ校とカラグプル校がOBC対象の留保制度の導入を決定している。一方、グジャラート州のIITアーメダバード校は、新年度の入学生に対する留保枠の適用を見合わせる見解を示している。
- 30 中央政府あるいは州政府からの補助を受けている教育機関。
- 31 前述のとおり、連邦レベルでのOBCについての統計資料は、これまで体系的な整理がなされてこなかった。そのため、高等教育への入学に関する資料をはじめ、留保制度の利用状況を把握するために役立つ資料は、SC・STを対象としたものに限られる。Samujh, Ram (2005) *Reservation Policy- Its Relevance in Modern India*, pp.350-355. Mumbai, Samrudh Bharat Publication.
- 32 デリー国立大学では、中央政府が設置する22.5% (SC15%、ST7.5%) ではなく、20%をSC・ST対象の留保枠として設定している。しかし、留保枠がみたまされることはなく、1995年には、UGCによる勧告を受けている。Xaxa, Virginus (2002) "Ethnography of Reservation in Delhi University" *Economic and Political Weekly*, Vol.XXXVII, No.28, p.2850, Mumbai, A Sameeksha Trust Publication.
- 33 Deshpande, Satish & Yadav, Yogendra (2006) "Redesigning Affirmative Action" *Economic and Political Weekly*, Vol.XLI, No.24, p. 2439, Mumbai, A Sameeksha Trust Publication.
- 34 STの母数は、キリスト教徒をやや下回る。
- 35 Weisskopf, E. Thomasu (2004) "Impact of Reservation on Admissions to Higher Education" *Economic and Political Weekly*, Vol.XXXIX, No.39, p.4343, Mumbai, A Sameeksha Trust Publication.プネーのBJ医科カレッジを事例としている。
- 36 1975年、デリー大学は、UGCより、全教員に占めるSC、ST出身の教員の比率が、留保制度に即した比率を満たしていないという勧告を受けた。以降、デリー大学では、教員に対する留保制度について検討がなされたが、実際に積極的取り組みが行われるようになったのは、1996年になってのことである。Xaxa, Virginus (2002) *op.cit.*, p.2851.
- 37 中等教育段階で英語を教授言語とする学校に通っていた一般の生徒は84%であるのに対し、SCでは63%、STでは38%である。ただし、これはエリート校であるIITを対象としているため、ここで示されている数値は、例外的に高い数値であると捉えるべきであろう。近年、英語を教授言語とする政府系学校は増加傾向にあるが、政府系学校の教育レベルは、一般的に低く、とりわけ、農村や僻地においては、教員不足、労働の優先、インフラの未整備、といった理由により、英語を教えられる教員がいないなどといった問題がある。
- 38 Xaxa, Virginus (2002) *op.cit.*, p.2850.
- 39 プネーのBJ医科カレッジを事例とした調査では、ドロップアウトしたり、学位取得までに8年以上を要したり、卒業試験を合格ラインぎりぎりを通る学生は、全体の2割から3割ほどであるという。
- 40 学校内で学業成績が低くとも、場合によっては、学校ブランドが生徒の優秀さを示すシンボルとして有利にはたらき、よい就職先をみつつけることができたとも考えられる。

小原：インドの教育における留保制度の現状と課題

⁴¹ 1990年後半に、留保制度を利用して高等教育への進学を果たしたSCとSTの総数は、70万人にのぼると推計されている。Weisskopf, E. Thomasu (2004) *op.cit.*, p.4347.

(比較教育政策学講座 博士後期課程1回生)

(受稿2007年9月7日、改稿2007年11月30日、受理2007年12月12日)

The Reservation System in India's Education, Present and Difficulties

OHARA Yuki

The Protective Discrimination Policy has been implemented to decrease the gap between the different classes in India, where a stratification gap exists due to the deep rooted age-old caste system. The reservation system based on caste has been implemented in India since the era of colonization, and has been functioning as one of the important tools of Protective Discrimination Policy in India. The primary purpose of this reservation system is to secure the opportunity for backward classes in India, such as Scheduled Caste, Scheduled Tribes and Other Backward Classes (OBCs) in the legislative and parliamentary elections, public employment and public education, by reserving seats in proportion to the ratio of their class to the total population. The purpose of this paper is to address the present status and the difficulties of reservation system in education. Firstly, the paper will briefly look at the Protective Discrimination Policy and reservation system. Secondly, the author will look at the one of the most controversial issues of reservation system, reservation for OBCs. Finally, the author will discuss the present status and the difficulties of reservation system in Indian education.